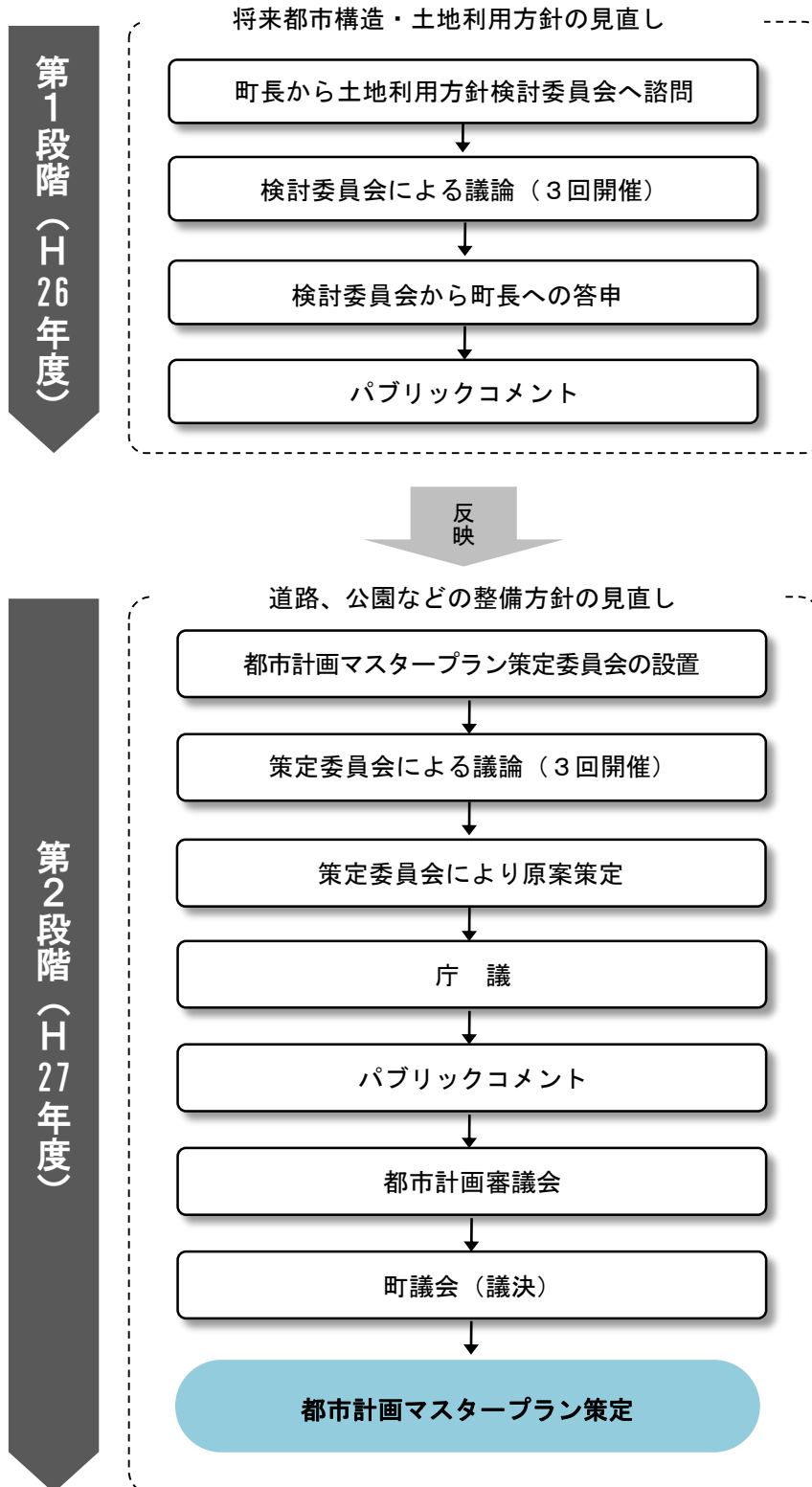


付属資料

1. 改定の経緯



2. 委員名簿

(1) 吉岡町土地利用方針検討委員会委員

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	堤 壽登	副町長	
副委員長	武藤 幸夫	商工業団体代表	吉岡町商工会 会長
委員	原田 寛明	学識経験者	高崎経済大学 名誉教授
//	大谷 士郎	自治会代表	吉岡町自治会連合会 会長
//	原澤 敏	//	吉岡町自治会連合会 副会長
//	飯塚 輝昭	農業団体代表	吉岡町農業委員会 会長
//	中島 聡	関係行政機関代表	群馬県都市計画課 課長
//	金井 宏道	//	群馬県建築住宅課 課長
//	三田 浩	//	群馬県渋川土木事務所 所長
//	富岡 輝明	産業建設課長	

(2) 吉岡町都市計画マスタープラン策定委員会委員

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	堤 壽登	副町長	
副委員長	大友 和夫	関係団体代表	吉岡町自治会連合会 会長
委員	中島 聡	都市計画に関し 識見を有する者	群馬県都市計画課 課長
//	須田 永次	関係団体代表	吉岡町商工会 会長
//	飯塚 輝昭	//	吉岡町農業委員会 会長
//	宿谷 忍	//	吉岡町社会福祉協議会 会長
//	武藤 さゆり	//	吉岡町教育委員会 委員長
//	須藤 義弘	関係行政機関代表	群馬県渋川土木事務所 所長
//	富岡 輝明	産業建設課長	
//	小淵 荘作	総務政策課長	

(3) 吉岡町都市計画審議会委員

役 職	氏 名	選出区分	備 考
会長	森田 均	学識経験者	弁護士
副会長	大武 久男	//	JA 代表理事
委員	須田 永次	//	吉岡町商工会 会長
//	鹿島 保宏	//	会社 社長
//	岸 祐次	町議会議員	吉岡町議会 議長
//	平形 薫	//	吉岡町議会 副議長
//	山畑 祐男	//	吉岡町議会 総務常任委員長
//	須藤 義弘	関係行政機関 又は住民	渋川土木事務所 所長
//	坂田 昭二	//	吉岡町勤労者協和会 会長
//	武藤 さゆり	//	吉岡町教育委員会 委員長
//	宿谷 忍	//	吉岡町社会福祉協議会 会長
//	福田 勝	//	住民代表

3. 用語集

河川断面	河川を横に切ったときの断面のうち、水が流れる部分のこと。
関東平野北西縁断層帯	関東平野北西部と関東山地との境界付近から、大宮台地に分布する北西―南東方向に延びる断層帯のこと。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
下水道整備計画	浸水の防除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全という下水道の目的を達成するため、下水道を整備しようとする市町村が策定する下水道の総合的な計画のこと。
コンパクトシティ	まちの暮らしやすさの向上、中心部の商業などの再活性化、道路などの公共施設の整備費用や各種の自治体の行政サービス費用の節約を図ることを目的とした、居住と各種機能の集約による人口集積が高密度なまち。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域*のうち、市街地として積極的に開発整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。原則として用途地域*を定める。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域*のうち市街化を抑制すべき区域。開発許可制度などの手法により、土地の改変や建築が厳しく制限される。
自然的土地利用	農用地や森林などとして利用される土地のこと。

循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
浸水想定区域	洪水で河川が氾濫した場合に浸水する区域のこと。
水源かん養	森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きのこと。
整備、開発及び保全の方針	都市計画区域*における都市計画の目標、区域区分の決定の要否、土地利用、都市施設*の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を都道府県が定めるもの。
(第5次)吉岡町総合計画	総合的かつ計画的にまちづくりを進める本町の行政運営の指針として、町民生活の様々な分野の施策を明らかにした計画で、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としている。
都市基盤	道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の町民の活動を支える根幹的な公共施設のこと。
都市計画基礎調査	人口規模、産業分類別就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの都市計画全般に関する状況について、おおむね5年ごとに実施する調査のこと。
都市計画区域	市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、これが指定された場合、都市計画法その他の関係法令の適用を受けることとなる。
都市計画決定・変更	都市計画を一定の法的手続きにより、計画内容の決定、変更をすること。都市計画の決定により法定都市計画として位置付けられ、事業化が図られる。一般的に都道府県知事が定めるものと、市町村長が定めるものとに分かれる。

都市公園	都市公園法の規定により国または地方公共団体が設置し、管理する公園又は緑地。
都市施設	道路、公園等の都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
都市的土地利用	住宅地、商業地、工業地などとして利用される土地のこと。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、町民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定される。
農業振興地域	農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、今後おおむね 10 年以上にわたって総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字をとった言葉で、事業活動を円滑に進めるための業務プロセスの一つ。
非線引き区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。法律上の名称は「区域区分が定められていない都市計画区域」である。
用途地域	都市計画法第 8 条で定められている地域地区制の中で、土地利用の誘導、規制を指定した地域ごとに行うことを目的とした制度。規制内容として、建築物の用途制限、形態制限（容積率、建ぺい率、斜線制限）及び日影制限がある。
4R	リフューズ（ごみになるものを拒む）、リデュース（ごみの減量化）、リユース（資源の再利用）、リサイクル（資源の再生利用）の頭文字を用いた言葉。

吉岡町都市計画マスタープラン

平成 28 年 3 月

発行 吉岡町

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

TEL 0279-54-3111 FAX 0279-54-8681

編集 吉岡町産業建設課



吉岡町